保護者保管用

このお知らせはご家庭で保管してください

所得の証明について

就学援助の審査には、世帯全員（２０歳以上）の 令和７年度住民税（令和６年分の所得）の申告が必要となります。申告が済んでいないと、審査ができず保留となります。保留状態が解消されない場合は、却下となります。

まず、申請書をご提出いただいた上で、下記のいずれかの方法で手続きをしてください。

１　令和７年１月１日に新宿区に住民登録が**ある**方

令和７年度住民税（令和６年分の所得）の申告をしてください。

所得の申告が必要な方のご職業等		所得の申告先
給与所得者（サラリーマン）の方		
	①給与所得のみの場合 （源泉徴収票に「普通徴収」の記載がない場合）	勤務先から所得の申告がされることをご確認ください。
	②給与所得以外に所得がある場合、中途就職・退職の場合 （源泉徴収票に「普通徴収」の記載がある場合）	新宿区役所税務課 管轄の税務署
事業所得者（自営業者等）又は その他（パート・アルバイト等）の方		新宿区役所税務課 管轄の税務署
所得のなかった方		新宿区役所税務課

・税務署で「申告の必要はない」と言われた方や、収入がない方も、**収入の有無にかかわらず、新宿区役所税務課へ申告してください。**扶養している人がいる場合、その事実も必ず申告してください。

・２０歳未満のお子様で、特に収入がない場合は申告の必要はありませんが、ご家族が２０歳以上のお子様を扶養している場合は、申告時に、その方を扶養している旨の記載をしてください。

２　令和７年１月１日に新宿区に住民登録が**ない**方（**国内にいた**方）

令和７年１月１日にお住まいの区市町村にお問い合わせの上、令和７年度住民税（令和６年分所得）の申告を行った上で、以下のどちらかをご提出ください。

(1) 令和７年１月１日にお住まいだった区市町村の、世帯全員（※1）の「令和７年度住民税課税（非課税）証明書（扶養の記載、総所得金額の記載があるもの）（※2）」

※1　控除対象配偶者や扶養親族は、提出の必要はありません。

※2　源泉徴収票では受付できません。

(2) 令和７年度　新宿区就学援助費　個人番号記入用紙

・本用紙は、新宿区住民税の情報が確認できない方へ６月末頃に郵送します。

・記入用紙が届かない場合は、お手数ですがお問い合わせください。

３　令和７年１月１日に新宿区に住民登録が**ない**方（**海外にいた**方や、**申告ができない**方）

以下の担当までご連絡ください。

新宿区教育委員会事務局　学校運営課学校運営支援係

℡ 03-5273-3089（直通）FAX　03-5273-3580